



松江市産後ケア事業のご案内



対象

松江市民で産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、次のいずれかに該当する方。

1. 産後に心身の不調や育児不安のある方
2. ご家族などから十分なサポートが得られない方

※施設によって利用可能な期間が異なります。

※医療行為が必要な方は利用できません。

内容

- ・お母さんや赤ちゃんの体調管理や産後の生活の相談、赤ちゃんの体重確認
- ・お母さんの心と体のケア
- ・授乳、沐浴など育児に関する相談 など

しまね電子申請サービス
申し込みフォーム



ご利用の流れ

①利用申請	しまね電子申請サービス、または窓口・郵送・メール・FAX のいずれかで申請してください。 【申請に必要なもの】 ・生活保護世帯の方…保護証明書 ・非課税世帯の方…市町村民税の賦課期日において住民登録が松江市外の場合は、課税証明書 ※妊娠中の申請も可能です。 (詳しくは、市ホームページの「産後ケア事業」>「利用方法」>「妊娠中に申請される方」参照)。
②決定通知	資格確認後、利用決定通知書をご自宅へ郵送します。 併せて、利用希望施設へ実施依頼書を送付します。
③利用予約	Aya 母乳育児相談室、テラスおんぽらと、NALU 助産院：直接施設へ予約してください。 それ以外の施設：こども家庭支援課へ連絡してください。

利用回数

通所型・訪問型： 通算して7回以内

宿泊型： 6泊7日以内

自己負担額

通所型・訪問型： 1回あたり

宿泊型： 1泊あたり



種類	市民税 課税世帯	市民税 非課税世帯	生活保護世帯	利用内容・支払い方法
通所型 7時間 3時間	2,000円 1,000円	1,000円 500円	0円 0円	日中に施設で過ごし、産後ケアを受けます。 利用料金は直接施設へお支払ください。
訪問型	1,000円	500円	0円	助産師が訪問し、ご自宅で産後ケアを行います。 利用料金は、利用した翌月に納付書を郵送しますので、指定金融機関へ納付してください。
宿泊型	4,500円	2,250円	0円	施設に宿泊し、産後ケアを受けます。 利用料金は直接施設へお支払ください。

実施施設等

通所型・宿泊型

施設名	通所型	宿泊型	利用可能期間	利用時間	備考
松江赤十字病院	○	—	産後4か月未満	平日9時～16時	
松江市立病院	○	△	産後8週～1年未満	平日9時～16時	※通所型は、赤ちゃんは院内保育所利用(別途要申請) ※宿泊型は、市立病院で出産した産後8週未満の方のみ
マザリー産科婦人科医院	○	○	産後4か月未満	通所型 10時～17時 宿泊型 10時～翌10時	
Aya 母乳育児相談室	○	○	産後1年未満	通所型 9時～16時 宿泊型 9時～翌9時	
ワタナベ相談室	○	—	産後1年未満	平日10時～13時	3時間型のみ対応 ※食事の提供なし
家族・絆の吉岡医院 (安来市)	○	—	産後4か月未満	平日9時～16時	安来市に里帰り中の方、または今回の出産で吉岡医院にて妊婦・産婦健診を受診したことがある方のみ
テラスおんばらと (安来市)	○	—	産後1年未満	平日10時～17時	
NALU 助産院 (雲南市)	○	—	産後1年未満	平日10時～17時	

※お食事をご希望の方は、別途食事代が必要です。

※宿泊型については、令和7年度から24時間となっています。

訪問型

利用可能期間	利用時間	備考
産後1年未満	平日9時～16時のうち3時間	助産師が車で訪問しますので、駐車場の確保をお願いします。

～注意事項～

- ・施設の空き状況により、ご希望の日に予約がとれない場合があります。
- ・お母さんと赤ちゃんが一緒に利用します。赤ちゃんだけの利用はできません。
- ・記載内容は令和7年7月時点のものです。今後、変更となる場合がありますのでご注意ください。

上記産後ケア以外にも、
「温泉ゆったり産後ケア」
「みんなでHAPPY 産後ケア」(集団型産後ケア)
を実施しています！
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ



お問い合わせ先

松江市こども家庭支援課(松江市立病院となり)

TEL 0852-60-8155

FAX 0852-60-8160

住所 松江市乃白町 32-2

メール kosodatehoken@city.matsue.lg.jp



令和7年4月作成